

博多灣修築工事従業員残業反対紛議

- 一、名 稱 内務省直管博多灣修築工事
- 二、事 業 主 内務省（直轄工事）
- 三、従業員数 一二〇名
- 四、紛議参加人員 一二〇名
- 五、紛議發生年月日 昭和八年六月二日
- 六、紛議解決年月日 同 年六月六日
- 七、紛議發生の原因

本工事の稼働時間は午前八時より午後五時三十分に至り、賃金は日給の外に奨励金を加へ一日一圓二十錢なりしところ、五月二十九日當局は五月三十日より毎日一時間の残業（日給一步増し）と奨励金の減額を發表したので、従業員側に於ては奨励金を減額されては残業するとも其の收入は

従來と異ならず單なる労働強化なりとて残業反対を叫ぶに至つたのである。

八、經過並に解決状況

本事業従業員は既に博多灣従業員組合（日本港湾聯盟所屬昭和七、一〇創立）を組織してゐる爲に残業問題を重要視し、組合幹部は先づ組合員の輕率を戒めて、三十日及三十一日は残業をなし、六月一日の公休日を利用して組合事務所に茶話會の名義の下に組合員を招集し、出席者四十五名にて協議の結果、労働適量を理由として残業中止を要求することとなり之を幹部に一任したのである。

依つて翌二日交渉委員は内務省土木出張所博多灣修築事務所に於て操業主任に會見し、残業中止方を要求したのであるが即答を得ず、従業員側には遂に六月四日残業中止